

### 農地法第5条第1項の規定による許可申請書 (記入例)

申請日を記入。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇  
代表取締役 豊見城 次郎

譲受人  
譲渡人

申請地が採草放牧地でない場合は、訂正線を引いてください。

所有権は移転、賃貸借・使用貸借は権利の設定となります。権利の種類に応じ訂正線を引いてください。

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

譲渡人欄は記入不要。

1	申請人の住所等	申請人の別 譲受人 株式会社〇〇〇 代表取締役 豊見城 次郎	氏名	住所	豊見城市宇豊見城〇〇〇番地〇〇				
2	許可を受ける土地の住所等	土地の所在 市町村 豊見城市	大字 翁長	小字 翁長原	地番 〇〇番〇	地目 畑 畑	面積(m <sup>2</sup> ) 1,500m <sup>2</sup> の内 1,000m <sup>2</sup>	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名 又は名称	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別 市街化調整区域
3	転用計画	(1) 転用の目的 <input type="radio"/> 1 一般住宅 <input type="radio"/> 2 農家住宅 <input checked="" type="radio"/> 3 その他 ( 駐車場 )	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細 レンタカー事業を展開するために、駐車場として整備する。	(3) 事業の稼働期間又は施設の利用期間 年 月 許可日 から 永 年間					
	工事計画の予定期間を記入してください。許可が下りるのは、最短でも申請から約2カ月後です。工期については、許可後、原則1年以内に完了する計画である必要があります。	第1期(着工〇年〇月から〇年〇月まで)	第2期(着工〇年〇月から〇年〇月まで)	合計	申請人訂正欄				
		名称 土地造成	棟数 /	建築面積 1,600m <sup>2</sup>	所要面積 /	棟数 /	建築面積 /	所要面積 1,600m <sup>2</sup>	申請人訂正欄 字抹消 字そう入 申請人氏名
		名称 建築物	棟数 /	建築面積 /	所要面積 /	棟数 /	建築面積 /	所要面積 /	漢数字を使用する
		名称 工作物	棟数 /	建築面積 /	所要面積 /	棟数 /	建築面積 /	所要面積 /	
		計		1,600m <sup>2</sup>				1,600m <sup>2</sup>	
4	権利を移転又は設定しようとする契約の内容	権利の種類 所有権	権利の設定・移転の別 <input checked="" type="radio"/> 設定 <input type="radio"/> 移転	権利の設定・移転の時期 許可後	権利の存続期間 5年(協議のうえ、2年延長)	その他			
5	資金調達計画	自己資金 3,000,000 円	借入金 円	合計 3,000,000 円					
6	転用により生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防止施設の概要	隣地との境界にはトンブロック(1段)を設置し、隣地へ土砂流出や溢水がないよう万全の対策を講じます。万一、被害を与えた場合には、責任をもって対処します。							必要添付書類である「資金計画書」記載の資金調達の内訳と金額を一致させてください。
7	その他参考となるべき事項	今回の申請地の外、隣接する〇〇番〇(登記地目:雑種地 600m <sup>2</sup> )も一体利用します。(契約書参照。また、登記簿を添付)							申請人訂正欄 字そう入 人は記入しない

工事計画の予定期間を記入してください。許可が下りるのは、最短でも申請から約2カ月後です。工期については、許可後、原則1年以内に完了する計画である必要があります。

延床面積ではありません。

必要添付書類である「資金計画書」記載の資金調達の内訳と金額を一致させてください。

※転用計画において、隣接地等への被害防止・保安措置等の計画が十分でない場合は、下記のとおり許可をすることができませんので、具体的な計画を記載してください。また、別添の必要添付書類である設計図(転用計画に建築物がある場合:平面図・配置図等)又は事業計画書・利用計画図(転用計画が駐車場、資材置場等の場合)の作成の際にも、具体的な被害防止・保安措置の計画を示してください。

【農林水産省作成資料「農地法の運用について」、沖縄県作成資料「農地法関係事務処理の手引き」より】関連法令:農地法第4条第6項第4号、第5条第2項第4号  
申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害(ガス、粉じん又は氾濫の発生、湧水、捨石等)により周辺の農地の営農条件への支障がある場合)を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる

【注意事項】【教示】裏面を読んでください。

年月日  
訂正、再交付